

XXII	12	「内」	「命」
XX	26	「俘」	「占」
XVI	6	「後」	「復」
XV	59	「百」	「産」か「乘」
XIII	26	「雄」	「達」
XII	45	「今」	「賢」

なるの類を始め、朱字の側に余が黒字を加へたるものは皆此の類なり、その他推して知るべきのみ、さればかゝる填補は前後の文義の上、残存せる字劃の上、一定せる形式の上、若しくは史實の上等より、其の缺けたる文字の極めて明らかなる場合の外は試み得べきものにあらず。

○ 偕て IX 55—58 を Schlegel 氏は「往即持賚」と讀み、上の「既有志誠」と續けて (Der Kaiser?) sagte: ihr hegt schon eine aufrichtige Gesinnung! Geht zu eurem Lande zurück und bringt eure Geschenke (Tribut) と解したれど、「往は任の誤、賚は賚の誤なれば、勿論かゝる意義に解すべきに非ず。

Chavannes, Pelliot 兩氏は Schlegel 氏の讀みたる「賚」字を「賚」字と同義と考へたるものか Le dernier caractère a été lu 賚 “tsi” par Schlegel et par Vasiliev. と曰ひ、而して「賚」には非ずして「受」なりと説きたれど、此の見解は思ふに和林金石錄に此の字を缺けたる儘に「受」と寫したるを根本の據としたるものに外ならざるべし、然も余輩の拓本に據れば此の字の「賚」なること甚だ明らかにして疑ふべきに非ず、任即持賚は其の宗義